

別表第1（第2条関係）

【ニセコ町運動公園部分を抜粋】

公の施設の名称	利用する施設	使用料		
		早朝 (6時～9時)	午前・午後 (9時～17時)	夕刻 (17時～19時)
ニセコ町運動公園	野球場	1時間につき1,000円		
	多目的広場	1時間につき170円	1時間につき250円	
	ゲートボールコート1面	1時間につき100円	1時間につき150円	
	パークゴルフ場	1人100円	1人300円 (高校生以下1人100円)	1人100円
未就学児 無料 シーズン券（全時間帯有効） 町民 1人5,000円 町外者 1人6,000円 早朝・夕刻シーズン券（早朝及び夕刻のみ有効） 1人2,000円 用具貸出（クラブ及びボール） 1人200円（高校生以下 1人100円）				

備考

- 1 利用時間には、準備及び跡片付けの時間を含むものとする。
- 2 商業活動のため使用する場合の使用料は、使用料の200パーセントの額を徴収する。
ただし、パークゴルフ場の使用料は除く。
- 3 次の場合は使用料を徴収しない。
 - (1) 町が利用する場合
 - (2) 町内の学校が利用する場合
 - (3) 町内の社会教育関係団体が利用する場合
- 4 早朝、午前・午後、夕刻にまたがる場合はそれぞれの時間数に応じて使用料を徴収する。
ただし、パークゴルフ場は除く。
- 5 町民とはニセコ町内に住所を有する者、町外者とはニセコ町内に住所を有していない者をいう。